

ゆず年間オーナー制度実施要領

	項目	内容
1	内容	契約した木に実ったゆずを収穫していただきます。
2	契約条件	現地に来て収穫できる方。 ゆずの年間オーナー制度実施要領を守れる方。
3	契約本数・人数	1 オーナーにつき 1 本 1 オーナーの契約につき、5 名以内のグループでの参加が可能。
4	料金・支払方法	木 1 本 10,000 円（管理費込み） 初回、来社時かみのほゆず(株)に直接現金でお支払いください。
5	契約期間	お申し込みから果実の収穫が終了するまでの間 (おおむね 12 月中旬頃)
6	木の管理	かみのほゆず(株)が愛情を込めて責任をもって管理します。 ※ご希望の方は木の栽培管理をすることが出来ます。
7	収穫時期の目安	9 月中旬～ 青ゆずの収穫が出来ます。 10 月下旬～ 黄ゆずの収穫が出来ます。
8	収穫量の目安	400 玉前後（20～30 キロ）前後の玉が収穫できます。 ※ただし、自然条件・木の裏年に左右されるため必ず保証される量ではありませんのでご了承ください。
9	補填	異常気象や裏年で収穫量が極端に少ない場合は、30 キロのゆずを補償します。
10	注意事項 ※必ず別紙 1 の方も ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地へ行き帰り及び園での作業中の事故等については、かみのほゆず(株)は一切責任を負いません。 ・ゆずの木には鋭いトゲがあります。けが防止のため収穫の際はかみのほゆず(株)の指示に従ってください。 ・ゆずの成育に悪影響を及ぼす行為を故意に行った場合やかみのほゆず(株)の指示に従わない場合は契約期間中であっても契約を解除します。 ・いかなる場合も返金はいたしません。
11	申込方法	申込用紙に必要記載事項を記入のうえ、下記申込先へご持参いただくか、郵送、FAX いずれかの方法によりお申し込みください。定員に達しましたら受付の方を終了いたします。ご了承下さい。 申込用紙は、かみのほゆず(株)または下部の申込用紙のリンクから DL をお願いします。
12	申込先 問い合わせ	〒501-3601 岐阜県関市上之保 15060 番地 かみのほゆず(株) TEL 0575-47-2258 FAV05775-47-2249 E-mail kaminohoyuzu@kaminohoyu.jp